

Client Alert

16 March 2026

米国司法省反トラスト局の内部通報報奨金プログラムによる初の報奨金支給について

本アラートに関する
お問い合わせ先：



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



長橋 宏明
パートナー
03 6271 9533
hiroaki.nagahashi@bakermckenzie.com

はじめに

米国司法省反トラスト局（以下、「反トラスト局」）及び合衆国郵便公社（United States Postal Service、以下、「USPS」）は、2026年1月29日、オンライン中古車オークションにおける入札談合に關与した事業者に328万ドルの罰金を科した刑事事件の摘発に繋がる情報を反トラスト局に直接提供した内部通報者に対し、100万ドルの報奨金を支払ったことを発表した¹。この報奨金は、2025年7月8日に、反トラスト局及びUSPSが発表した「内部通報者報奨プログラム（Whistleblower Rewards Program）」（以下、「本件報奨金プログラム」）に基づく初めての報奨金支払いである。

本件報奨金プログラムの概要

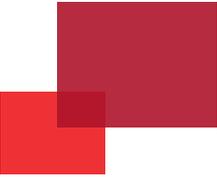
2025年5月7日、反トラスト局、郵便公社監察総監室（Postal Service Office of the Inspector General）、及び合衆国郵便検査局（United States Postal Inspection Service、以下、「USPIS」）は、覚書（MOU）を締結し²、本件報奨金プログラムを導入し、その後、同年7月8日にこれを公表した。このプログラムは、シャーマン法に違反する刑事犯罪や、これに関連するその他の連邦刑事犯罪に関する情報を、反トラスト局に直接提供した内部通報者に報奨金を支払うことを目的としている。対象となる関連犯罪には以下が含まれる。

- シャーマン法違反の刑事犯罪行為、及びこれを実行、助長、又は隠蔽するために行われた行為
- 連邦、州、又は地方の公共調達を対象とする又は影響を及ぼす連邦の刑事犯罪行為
- 連邦反トラスト法に基づく捜査又は手続を対象とする又は影響を及ぼす連邦の刑事犯罪行為

本件報奨金プログラムは、USPSに認められた内部通報者に報奨金を支払うことができる権限に依拠しているため、内部通報者は「USPS、その収入、又は財産に影響を及ぼす法令違反」であることを合理的に説明できなければならない。なお、報奨金の金額は、回収金額の最大30%である。内部通報者自身が反トラスト法違反行為に關与している場合、本件報奨金プログラム

¹ Press Release, Dep't of Just., Antitrust Division and U.S. Postal Service Make First-Ever Whistleblower Payment: \$1M Awarded for Reporting Antitrust Crime (January 29, 2026), <https://www.justice.gov/opa/pr/antitrust-division-and-us-postal-service-award-first-ever-1m-payment-whistleblower-reporting>.

² Memorandum of Understanding Regarding the Whistleblower Rewards Program and Procedures, Dep't of Just. & USPS (May 7, 2025), <https://www.justice.gov/atr/media/1407261/dl?inline>.



を利用し、直接通報しても、訴追を免除される保証はない。また、報奨金の支払いを受けるためには、以下の要件を満たす必要がある。

- 内部通報者自身が当該行為の主導者又は発案者であってはならず、また他者に参加を強要していないこと
- 提供する情報は、独立した知識に基づくものであり、反トラスト局又はUSPSにすでに知られている情報であってはならないこと
- 役員、取締役、受託者、又はパートナーの場合、職務を通じて、若しくは内部コンプライアンス手続に関連して知り得た情報の場合、当該情報の提供はできないこと
- 反トラスト局において 100 万ドル以上の罰金又はそれと同等の支払いを回収すること

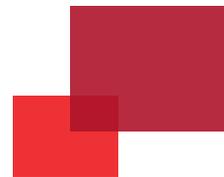
本件報奨金プログラムは、これまで発覚しなかった可能性のある反トラスト法違反行為について、反トラスト局への直接通報を促すことを目的として導入されたものである。これは、反トラスト局のリニエンシー・プログラムを補完するものだ。なお、リニエンシー・プログラムは、反トラスト法違反行為を自主申告した最初の企業に対して、罰金やその他の直接的な刑事執行を免除する保証を与えることで、自己申告を促してきた。導入以来、リニエンシー・プログラムは効果的に機能してきたが、近年では、利用件数が減少していた。本件報奨金プログラムは、リニエンシー・プログラムを補いつつ、これと併存的に運用されることが予定されている。なお、反トラスト局によると、本件報奨金プログラム導入後、直接通報は増加の一途を辿っているとされる³。

事案の概要

反トラスト局によると、2020年11月から2022年2月にかけて、「会社A」及び「会社B」の両社は、会社Aのオークション・プラットフォーム上で販売される中古車の入札に関して共謀し、これを不正に操作していたとされる。具体的には、両社は入札情報を共有し、特定の中古車についての最高入札価格を事前に合意していた。また、会社Aの従業員は、機密性の高い入札情報を閲覧できるよう、会社Bに対してアクセス権限及びユーザー権限を付与していた。この共謀の過程において、スキームを実行するために複数の文書が郵便を通じて米国内にて送付された。両社は、入札談合によって取得した車両を共同で在庫管理し、その後、より高い価格で販売したうえで、得られた利益を合算・分配していた。反トラスト局の捜査・訴追の対象となったEBLOCK社は、2020年11月に会社Aを買収した後も当該入札談合スキームを漫然と継続させたため、シャーマン法第1条違反を問われることとなった。EBLOCK社は、反トラスト局と起訴延期合意を締結し、これに基づき328万ドルの罰金を支払った。これを元に、罰金額の約30%に相当する100万ドルが内部通報者に報奨金として支払われたものである。

今回の報奨金支給は、米国内にて郵便を通じて文書が送付される反トラスト法違反行為であれば、本件報奨金プログラムが適用されることを示している。反トラスト局によると、「被告がスキームに関連する文書を米国郵便で送付した」ことにより、USPSが「特定可能な被害」を受けたとされている。

³ Anna Langlois & Ben Remaly, Assefi: “Frenzy” of Whistleblowers Approaching DOJ, GLOBAL COMPETITION REVIEW, (January 29, 2026).



る。反トラスト違反を実行するために米国郵便が利用されていれば、関連性の要件は満たされることになる。

今後の展望

反トラスト局は、本件報奨金プログラムを反トラスト法違反行為を摘発するための重要な手段として活用していく姿勢を明確にし、当該プログラムの周知徹底を進めており、その認知度は高くなってきている。そのため、反トラスト法違反の共謀に関与してしまった場合、共謀相手がリニエンシー・プログラムを利用して反トラスト局に自主申告する可能性に加え、自社及び共謀相手の従業員が本件報奨金プログラムを利用して反トラスト局に直接通報する可能性を考慮する必要性が高くなってきていると言える。反トラスト法違反行為についての情報が、いち早く社内の内部通報窓口寄せられるよう、従前以上に、内部通報制度を含む効果的なコンプライアンス・プログラムの運用を推進する必要がある。